

国民健康保険 / 後期高齢者医療制度

高額医療・高額介護  
合算制度

国民健康保険(国保)または後期高齢者医療制度の被保険者が、対象期間(令和6年8月1日~令和7年7月31日)に支払った健康保険と介護保険の自己負担額を合算して、表の限度額を500円以上超えた場合、その超えた金額を支給します。

対象期間中に八幡市の国保に継続して加入していた人と後期高齢者医療制度に加入していた人には、3月下旬から順次、支給のお知らせを送付

する予定ですので、申請してください。

他市町村から転入した人や、他の健康保険等に加入していた人は、その自己負担額も合算できます。詳しくは令和7年7月31日時点に加入していた健康保険の窓口へお問い合わせください。

※医療と介護の両方の自己負担がある世帯が対象です。入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド料、各種文書料等は対象外です。

■70歳未満の人

所得金額(※)	区分	限度額
901万円を超える	ア	212万円
600万円を超え901万円以下	イ	141万円
210万円を超え600万円以下	ウ	67万円
210万円以下	エ	60万円
住民税非課税世帯	オ	34万円

※所得金額=総所得金額等から基礎控除を引いたもの。

■70歳以上の人

所得区分		限度額
現役並み所得者	現役並みⅢ(住民税課税所得690万円以上)	212万円
	現役並みⅡ(住民税課税所得380万円以上)	141万円
	現役並みⅠ(住民税課税所得145万円以上)	67万円
一般		56万円
低所得Ⅱ(※1)		31万円
低所得Ⅰ(※2)		19万円(※3)

※1 住民税非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の人。

※2 住民税非課税世帯で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算、給与所得者は給与所得からさらに10万円を控除)を差し引いたときに0円となる人。

※3 低所得Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯は、限度額が異なります。

☎国保医療課 (☎983-2962 <国保>、☎983-2976 <後期>)

国保の届け出は14日以内に

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合健保)、共済組合などがあります。

国民健康保険(国保)は、これらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養(同居でなくても加入できる場合あり)に入れない場合や、それまで加入していた健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入することになります。

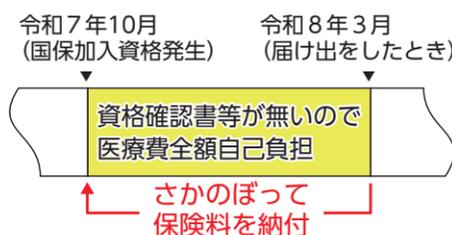
就職や退職、転入や転出などに伴って国保の加入や脱退の手続きが必要になった場合は、必ず14日以内に国保医療課に届け出てください。届け出に必要なものは表をご覧ください。

■加入手続きが遅れると

届け出をした日からではなく、国保の加入資格が発生した月までさかのぼって

保険料を納めなければなりません(遡及制度)。また、その間の医療費は全額自己負担となります。

(例)令和7年10月に会社を辞めて、令和8年3月に国保の加入届け出をした場合



■交通事故にあった時も届け出を

交通事故にあった時は、すぐに国保医療課に届け出てください。届け出をすれば国民健康保険を使って治療を受けていただけます(一時的に国保が医療費を立て替え、加害者に請求します)。

☎国保医療課国保年金係 (☎983-2962)

	届け出が必要なおとき	届け出に必要なもの
加入する場合	八幡市に転入したとき	転出証明書
	子どもが生まれたとき	親子(母子)健康手帳、本人確認書類
	他の健康保険等を脱退したとき	健康保険等の脱退証明書
脱退する場合	生活保護が廃止されたとき	保護廃止決定通知書
	八幡市から転出するとき	資格確認書等(※)
	家族が死亡したとき	資格確認書等(※)、死亡を証明するもの
	他の健康保険等に加入したとき	資格確認書等(※)、新しい健康保険等に加入したことを証明するもの
その他	生活保護を受けるようになったとき	資格確認書等(※)、保護開始決定通知書
	市内転居、氏名変更、世帯主変更	資格確認書等(※)
	資格確認書等の紛失や汚れて使えなくなったとき	本人確認書類
	修学のため、家族がほかの市町村に住むとき	資格確認書等(※)、在学証明書

◆届け出には個人番号(マイナンバー)の記入が必要となるため、マイナンバーカードまたは個人番号通知書(通知カード)と本人確認書類(運転免許証等)を提示してください。代理人が届け出を行う時は、前述のものとおわせて、委任状と代理人の本人確認書類も必要です。※資格確認書等とは、資格確認書またはマイナ保険証をいいます。

熱損失防止改修工事等で住宅の固定資産税を減額

減額要件のA~D全てを満たす熱損失防止改修工事等を実施した家屋の固定資産税額(120㎡相当分まで)を減額します。

■減額要件

A 平成26年4月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること

B 改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

C 令和8年3月31日までに次の①の工事、または①と合わせて②~④の工事を行った住宅で、改修部分がいずれも現行の省エネ基準に適

合すること

- ①窓の断熱改修工事(必須)
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事

D 改修工事に要した費用の額が補助金等を除き、次のいずれかにあてはまること

- ▶熱損失防止改修工事に係る費用が60万円を超えるもの
- ▶熱損失防止改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用との合計が60万円を超えるもの

■減額の期間と範囲

改修工事が完了した年の翌年度分の、当該家屋の固定資産税額(120㎡相当分までに限る)の3分の1を減額。

※改修を行ったことにより認定長期優良住宅となった場合は、固定資産税額(120㎡相当分までに限る)の3分の2を減額。

■申請方法

改修工事完了後3カ月以内に、次の書類を添付し申請してください。

- ▶増改築等工事証明書
- ▶納税義務者の住民票の写し(市内在住の場合は不要)
- ▶補助金等の明細書の写し※認定長

期優良住宅の場合は、認定通知書の写しも必要。

※申請時はマイナンバーのわかるものと本人確認書類を持参してください(郵送の場合は写しを添付)。

※過去にこの減額を受けたことがある場合、または住宅耐震改修軽減を受けている場合は適用できません。

※熱損失防止改修とバリアフリー改修を同時に実施し、その改修が減額の要件に適合する場合、両制度とも軽減が受けられます(ただし、それぞれに申請が必要です)。詳しくはお問い合わせください。

☎税務課資産税係 (☎983-2480)